

石打丸山スキー場利用約款

第1条 (目的)

当約款は、石打丸山索道事業協同組合（以下「当組合」という）、および大生総業株式会社（以下、「当社」という）が管理する石打丸山スキー場（以下、「当スキー場」という）管理区域内におけるスキー場利用者の安全確保とスキー場施設の維持向上を目的としています。当約款に定めのない事項および当スキー場管理区域外での事象については、関係法令の定めに基づく他、関係法令に定めがない事項については全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準 2013 年 10 月改定版」、または社会通念上の判断に準じます。

第2条 (告知)

当スキー場では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、次のような特有の危険がある事を理解し、この危険を自分の注意により避けるようにしてください。

①降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険

ホワイトアウト（天候の具合で雪面の工程や凹凸が分かりにくい状況）を含む

②崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険

③アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険

ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）なども含む

④立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険

⑤リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険

⑥雪上車両との衝突の危険

⑦スノーパークの利用に伴う危険

⑧スキーヤー、スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険

⑨自己転倒による危険

⑩他のスキーヤー、スノーボーダーとの衝突による危険

⑪疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険

⑫不適切な用具の使用などによる危険

⑬その他、これらに類する危険

- 2 当スキー場内のマット・ネット等は危険箇所の存在を示す物であり、衝突の際の安全を保証する物ではありません。
- 3 当スキー場では、この告知および第3条、第4条で定める禁止事項やスキー場の行動規則の無視・軽視による事故には責任を負いません。
- 4 第3条、第4条に従っていただけない方は、当スキー場の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でもリフト券の返却、退場をしていただく場合があります。なお、この場合リフト料金等の返金はいたしません。
- 5 管理区域外、立入禁止区域を示す表示は最小限の規制やその他の表示のみとなっておりますので、グレンデマップ等をよくご確認ください。

第3条（禁止事項）

当スキー場利用に関して次の事を禁止いたします。

- ①閉鎖されたコースや立入禁止区域へ進入すること
- ②ロープ・ネット・掲示物・標識など、設置物を故意に傷つけたり破損させること
- ③リフト等索道の運行を故意に妨げること
- ④必要な範囲を超えてコースの中を靴足のままで歩くこと
- ⑤許可なく営業行為を行うこと
- ⑥野営（テント設置等）をすること
- ⑦他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと
- ⑧その他、法令等で禁止されていること

第4条（行動規則）

当スキー場では、次の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- ①他人を傷つけたり、他人の安全を脅かしてはならない。
- ②地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選らばなければならない。
- ③自らの前方にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④他の人を追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- ⑤滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、周囲をよく見て安全を確かめなければならない。
- ⑥コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- ⑦登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- ⑧スキー・スノーボード・雪上滑走用具には、流れ止めをつけなければならない。
- ⑨掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキー場のパトロールおよび係員の指示には従わなければならない。
- ⑩事故に遭遇したときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず氏名、住所および電話番号を明らかにしなければならない。この場合、当組合または当社は、当該氏名等の情報を当該事故に対する対応に必要な限度で、自ら利用し、または関係する官公署、医療機関等に提供する。
- ⑪当スキー場では、当組合および当社の許可した雪上滑走用具以外は使用することはできない。

第5条（利用者の責任）

当組合および当社は、当スキー場における行動規則、注意、禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いません。また、これらの違反行為により当組合および当社に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求させていただきます。

- 2 本約款等に違反し、当スキー場管理区域の外に出たスキー場利用者またはその知人等から当組

合もしくは当社に遭難救助の要請があったときは、単独または関係官公庁等と協力して救助活動を行います。救助活動終了後、捜索、救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。

- 3 当組合および当社は、当スキー場内ならびに駐車場における盗難等に対して責任を負いません（当社の布設する有料鍵付き収納を除く）。
- 4 索道施設については、当社が定める「索道事業運送約款」に従ってご利用ください。

第6条（不可抗力等）

天災その他の不可抗力に基づく事由による場合、ならびにスキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場およびリフトの一部または全部の営業を休止することがあります。

第7条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員ならびに反社会团体および反社会团体員等（暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員）は利用できません。

第8条（利用約款の変更）

当組合および当社は以下の場合、裁量により利用約款を変更することができます。

- ①利用約款の変更が、スキー場利用者の一般の利益に適合するとき。
- ②利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ③当組合および当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、通知します。
- ④変更後の利用約款の効力発生日以降にスキー場利用者が当施設を利用したときは、利用約款の変更に同意したものとみなします。

（附則）

制定・施行 2019年12月1日